

記載例等

(候補者 → 選管)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和8年 5月 14日 ← **届出は告示日以降**

新潟県選挙管理委員会委員長 様

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和8年5月31日執行 新潟県知事選挙

候補者 **甲山 乙夫**

記

公費負担の限度額は $64,500 \times 17 \text{日} = 1,096,500 \text{円}$ ですが、契約書どおりに記載してください。(以下同様)

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和8年 5月7日 月 日	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇タクシー(株) 代表取締役 〇〇 〇〇	5.14~5.30	1,190,000円	
		~	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和8年 5月7日 月 日	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇レンタカー(株) 代表取締役 〇〇 〇〇	5.14~5.30	273,700円	
			~	円	
燃料代	令和8年 5月8日 月 日	〇〇市大字〇〇△△番地 〇〇石油(株) 代表取締役 〇〇 〇〇	新潟××× に 〇〇-〇〇	130,200円	@ 140円
				円	
運転手の雇用	令和8年 5月9日	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇	5.14~5.19	75,000円	
	5月10日	〇〇市大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇	5.20~5.30	137,500円	

- 備考
- 1 契約届出書には、**契約書の写しを添付してください。**
 - 2 2の「契約内容」の欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
 - 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
 - 5 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

(候補者 → 選管)

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年 5月 14日 ← **届出は告示日以降**

新潟県選挙管理委員会委員長 様

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和8年5月31日執行 新潟県知事選挙

候補者 **甲山 乙夫**

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年 5月 2日	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇印刷(株) 代表取締役 〇〇 〇〇	180,000 枚	900,000 円	@ 5円
月 日		枚	円	
月 日		枚	円	
月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、**契約書の写しを添付してください。**
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 3 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

(候補者 → 選管)

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年 5月 14日 ← 届出は告示日以降

新潟県選挙管理委員会委員長 様

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和8年5月31日執行 新潟県知事選挙

候補者 甲山 乙夫

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年 5月 2日	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇印刷(株) 代表取締役 〇〇 〇〇	21,000 枚	2,100,000 円	@ 100 円
月 日		枚	円	
月 日		枚	円	
月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、**契約書の写しを添付してください。**
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 3 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

(候補者 → 選管)

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年 5月 14日 ←

契約届出以降の日付

新潟県選挙管理委員会委員長 様

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和8年5月31日執行 新潟県知事選挙

候補者 甲山 乙夫

記

1 契約年月日 令和8年 5月 8日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇市大字〇〇△△番地

〇〇石油(株) 代表取締役 〇〇 〇〇

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

新潟××× に 〇〇-〇〇

4 確認申請金額

130,200

円 ←

公費負担限度額(7,700円×17日=130,900円)以内です。

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	0 円	0 円
今回の購入金額(b)	130,200 円	130,200 円
燃料代計(a)+(b)	130,200 円	130,200 円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から新潟県選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

(候補者 → 選管)

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年 5月 14日

契約届出以降の日付

新潟県選挙管理委員会委員長 様

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和8年5月31日執行 新潟県知事選挙

候補者 甲山 乙夫

記

1 契約年月日 令和8年 5月 2日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇印刷(株) 代表取締役 〇〇 〇〇

3 確認申請枚数

160,000 枚

公費負担限度(160,000枚)以内の数です。

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今回の枚数(b)	180,000 枚	160,000 枚
枚数計(a)+(b)	180,000 枚	160,000 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から新潟県選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

(候補者 → 選管)

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和 8 年 5 月 14 日

契約届出以降の日付

新潟県選挙管理委員会委員長 様

令和 8 年 5 月 31 日執行 新潟県知事選挙

候補者 甲山 乙夫

記

1 契約年月日 令和 8 年 5 月 2 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇印刷(株) 代表取締役 〇〇 〇〇

3 確認申請枚数

19,300 枚

公費負担限度(ポスター掲示場数×2)以内の数です。例は掲示場数 9,650 の場合。

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今回の枚数(b)	21,000 枚	19,300 枚
枚数計(a)+(b)	21,000 枚	19,300 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から新潟県選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

※ 自動車燃料代確認申請書【様式2-1（燃料）】の提出を受け、
県選管が発行する書類です。

(県選管 → 候補者 → 契約業者等 → 選管 → 県知事)

第 ○ 号

自 動 車 燃 料 代 確 認 書

新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金
額の範囲内のものであることを確認する。

令和8年 **5月 17日**

新潟県選挙管理委員会委員長 桜井 甚 一 印

記

- 1 令和8年5月31日執行 新潟県知事選挙
- 2 候補者の氏名 **甲山 乙夫**
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
新潟××× に ○○-○○
- 4 確認金額 **130,200** 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出して
ください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙
運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。
なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車
への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給
業者は、新潟県に支払を請求することはできません。

※ **ビラ作成枚数確認申請書【様式2-2（ビラ）】の提出を受け、
県選管が発行する書類です。**

(県選管 → 候補者 → 契約業者等 → 選管 → 県知事)

第 ○ 号

ビラ作成枚数確認書

新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内
のものであることを確認する。

令和8年 **5月 17日**

新潟県選挙管理委員会委員長 桜井 甚 一 印

記

- 1 令和8年5月31日執行 新潟県知事選挙
- 2 候補者の氏名 **甲山 乙夫**
- 3 確認枚数 **160,000** 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に
提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ
作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成
業者は、新潟県に支払を請求することはできません。

※ **ポスター作成枚数確認申請書【様式2-3（ポスター）】の提出を受け、
県選管が発行する書類です。**

(県選管 → 候補者 → 契約業者等 → 選管 → 県知事)

第 ○ 号

ポスター作成枚数確認書

新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範
囲内のものであることを確認する。

令和8年 **5月 17日**

新潟県選挙管理委員会委員長 桜井 甚 一 印

記

- 1 令和8年5月31日執行 新潟県知事選挙
- 2 候補者の氏名 **甲山 乙夫**
- 3 確認枚数 **19,300** 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成
業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、
ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター
作成業者は、新潟県に支払を請求することはできません。

※ 契約履行後、使用の実績に基づいて作成してください。また「一般運送契約」の場合、様式 3-1(自動車)の証明書のみ作成すればよいのですが、「その他の契約」の場合は、様式 3-1(自動車)のほか、様式 3-2(燃料)、様式 3-3(運転手)の証明書が必要となります。

様式 3-1 (自動車)

(候補者 → 契約業者等 → 選管 → 県知事)

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 6 月 2 日 ←

契約届出以降で、かつ、契約履行後の日付

令和 8 年 5 月 31 日 執行 新潟県知事選挙

候補者 甲山 乙夫

※ 名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

※ 「その他の契約」の例です。

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をつけてください)	一般乗用旅客自動車運送 1 事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇レンタカー(株) 代表取締役 〇〇 〇〇	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
トヨタ タウンエース	令和 8 年 5 月 14 日	273,700 円
新潟××× に 〇〇-〇〇	～ 5 月 30 日	円
	月 日	円
	月 日	円
	月 日	円
	月 日	円
		備考
		@ 16,100 × 17 日

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が新潟県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、新潟県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の 1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の 2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 で候補者が指定した契約以外の契約及び 6 で候補者が指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、新潟県に支払を請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

※ 契約履行後、使用の実績に基づいて作成してください。

(候補者 → 契約業者等 → 選管 → 県知事)

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 6 月 2 日

契約届出以降で、
かつ、契約履行後の日付※名義人本人が「手書き」する
場合、押印は不要ですが、印刷・
ゴム印等による「記名」の場合は
押印が必要です。令和 8 年 5 月 31 日執行 新潟県知事選挙
候補者 甲山 乙夫

記

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名		〇〇市大字〇〇△△番地 〇〇石油(株) 代表取締役 〇〇 〇〇			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車 登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考	
令和 8 年 5 月 14 日	新潟××× に 〇〇-〇〇	50 l	7,000 円	@ 140 円	
5 月 15 日	"	50 l	7,000 円		
5 月 16 日	"	45 l	6,300 円		
5 月 17 日	"	40 l	5,600 円		
5 月 18 日	"	45 l	6,300 円		
5 月 19 日	"	40 l	5,600 円		
5 月 20 日	"	40 l	5,600 円		
5 月 21 日	"	45 l	6,300 円		
5 月 22 日	"	50 l	7,000 円		
5 月 23 日	"	40 l	5,600 円		
5 月 24 日	"	45 l	6,300 円		
5 月 25 日	"	50 l	7,000 円		
5 月 26 日	"	45 l	6,300 円		
5 月 27 日	"	40 l	5,600 円		
5 月 28 日	"	45 l	6,300 円		
5 月 29 日	"	45 l	6,300 円		
5 月 30 日	"	50 l	7,000 円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が新潟県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、新潟県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

※ 契約履行後、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成してください。

(候補者 → 契約業者等 → 選管 → 県知事)

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 6 月 2 日

← 契約届出以降で、かつ、契約履行後の日付

令和 8 年 5 月 31 日執行 新潟県知事選挙
候補者 甲山 乙夫

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

記

運転手の氏名及び住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 金 額	備 考
令和 8 年 5 月 14 日	12,500 円	
5 月 15 日	12,500 円	
5 月 16 日	12,500 円	
5 月 17 日	12,500 円	
5 月 18 日	12,500 円	
5 月 19 日	12,500 円	
月 日	円	
月 日	円	
月 日	円	
月 日	円	
月 日	円	
月 日	円	
月 日	円	
月 日	円	
月 日	円	
月 日	円	
月 日	円	

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が新潟県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、新潟県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、新潟県に支払を請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

(候補者 → 契約業者等 → 選管 → 県知事)

ビラ作成証明書

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和 8 年 6 月 2 日

← 契約届出以降で、かつ、契約履行後の日

令和 8 年 5 月 31 日執行 新潟県知事選挙
候補者 **甲山 乙夫**

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇印刷(株) 代表取締役 〇〇 〇〇
作成枚数	180,000 枚
作成金額	900,000 円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が新潟県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、新潟県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

160,000 枚

(2) 限度額

ア 確認された作成枚数が 5 万枚以下の場合
8 円 38 銭 = 単価

イ ビラの作成枚数が 5 万枚を超える場合

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} 62 \text{ 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 銭未満の端数は切り上げ}$$

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

(候補者 → 契約業者等 → 選管 → 県知事)

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和8年 6月 2日

← 契約届出以降で、かつ、契約履行後の日

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和8年5月31日執行 新潟県知事選挙
候補者 甲山 乙夫

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇印刷(株) 代表取締役 〇〇 〇〇
作成枚数	21,000 枚
作成金額	2,100,000 円
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	9,650

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が新潟県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、新潟県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数 × 2枚

(2) 限度額

$$\text{単価} = \frac{316,250 \text{ 円} + 293,440 \text{ 円} + 30 \text{ 円} \times 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

※ これは「一般運送契約」の場合の記載例です。この場合には、請求内訳(一般運送契約)を添付してください。「その他の契約」の場合は、自動車の借入れ、燃料代、運転手の使用の支払先ごとにそれぞれ請求書を作成し、請求内訳(自動車の借入れ)、請求内訳(燃料代)、請求内訳(運転手)をそれぞれ添付してください。

様式 4-1 (自動車)

(契約業者等 → 選管 → 県知事)

○押印を省略した場合は電子メールによる提出も可能です。
○PDF ファイルにより提出してください。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 6月 2日

← 選挙執行日翌日以降の日付を記載してください。

新潟県知事様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

○○市○○町○丁目○番地○号

○○タクシー(株)

代表取締役 ○○ ○○

記

- 1 請求金額 1,096,500 円 [公費負担限度内の金額を記入]
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年5月31日執行 新潟県知事選挙
- 4 候補者の氏名

甲山 乙夫

請求者と口座名義は同一のこと

- 5 金融機関名、口座名及び口座番号等

金融機関名	○○ 銀行	△ △	本店	支店				
口座番号	普通・当座	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ 口座名	○○タクシー カブ ○○タクシー(株)	ダイヒョウトリシマヤク	代表取締役	○○	○○	○○	○○	○○
住所	○○市○○町○丁目○番地○号							
電話番号	025-123-4567							

フリガナも必ず記入して下さい。

押印を省略する場合には、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を必ず記載してください。

- (注) 1 送金先の登録は電話番号により行うので、間違いのないよう記入してください。
2 口座番号は右詰めで記入してください。

発行責任者	山川 丁太	事務担当者	長岡 花子
所属部署名	○○課○○係	連絡先	025-123-4567

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、新潟県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約により自動車を使用した場合は、(別紙)請求内訳書(その1)を、一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合は、自動車の借入れ、燃料代、運転手の使用の支払先ごとに(別紙)請求内訳書(その2(1)~(3))を添付の上、それぞれ請求書を作成してください。
- 5 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

(別紙)

請求内訳書（その1 一般運送契約）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和8年	円 台 円	円 台 円	円	
5月 14日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 15日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 16日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 17日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 18日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 19日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 20日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 21日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 22日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 23日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 24日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 25日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 26日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 27日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 28日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 29日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
5月 30日	70,000 × 1 = 70,000	64,500 × 1 = 64,500	64,500	
計			1,096,500 円	

備考

「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙)

請求内訳書(その2(1) 自動車の借入れ)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年	円 台 円	円 台 円	円	
5月 14日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 15日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 16日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 17日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 18日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 19日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 20日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 21日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 22日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 23日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 24日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 25日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 26日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 27日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 28日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 29日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
5月 30日	16.100 × 1 = 16.100	16,100 × 1 = 16,100	16.100	
計			273.700 円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

※ 契約では 9300×140 円 = 130,200 円だったが、
実績では 7650 しか使わなかった例

請求内訳 (燃料代)

(別紙)

請 求 内 訳 書 (その2(2) 燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	販 売 金 額 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備考
令和8年		円 0 円			
5月14日	新潟××× に〇〇-〇〇	140 × 50 = 7,000			
5月15日	"	140 × 50 = 7,000			
5月16日	"	140 × 45 = 6,300			
5月17日	"	140 × 40 = 5,600			
5月18日	"	140 × 45 = 6,300			
5月19日	"	140 × 40 = 5,600			
5月20日	"	140 × 40 = 5,600			
5月21日	"	140 × 45 = 6,300			
5月22日	"	140 × 50 = 7,000			
5月23日	"	140 × 40 = 5,600			
5月24日	"	140 × 45 = 6,300			
5月25日	"	140 × 50 = 7,000			
5月26日	"	140 × 45 = 6,300			
5月27日	"	140 × 40 = 5,600			
5月28日	"	140 × 45 = 6,300			
5月29日	"	140 × 45 = 6,300			
5月30日	"	140 × 50 = 7,000			
計		107,100 円	130,200 円	107,100 円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙)

請求内訳書（その2(3) 運転手）

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

雇用年月日	報酬の額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年	円	円	円	
5月14日	12,500	12,500	12,500	
5月15日	12,500	12,500	12,500	
5月16日	12,500	12,500	12,500	
5月17日	12,500	12,500	12,500	
5月18日	12,500	12,500	12,500	
5月19日	12,500	12,500	12,500	
月 日		12,500		
月 日		12,500		
月 日		12,500		
月 日		12,500		
月 日		12,500		
月 日		12,500		
月 日		12,500		
月 日		12,500		
月 日		12,500		
月 日		12,500		
計			75,000円	

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

※ 請求内訳（ビラ）を添付してください。

様式4-2（ビラ）

（契約業者等 → 選管 → 県知事）

○押印を省略した場合は電子メールによる提出も可能です。
○PDF ファイルにより提出してください。

請 求 書

（ビラの作成）

新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 6月 2日 ← 選挙執行日翌日以降の日付を記載してください。

新潟県知事様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇印刷(株)
代表取締役 〇〇 〇〇

記

1 請求金額 800,000 円 [公費負担限度内の金額を記入]

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年5月31日執行 新潟県知事選挙

4 候補者の氏名

甲山 乙夫

請求者と口座名義は同一のこと

5 金融機関名、口座名及び口座番号等

金融機関名	〇〇 銀行	△ △	本店	支店				
口座番号	普通・当座	7	6	5	4	3	2	1
フリガナ 口座名	〇〇インサツ カブ	ダイヒョウトリシマリヤク	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	〇〇印刷(株)	代表取締役	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
住 所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号							
電話番号	025-765-4321							

フリガナも必ず
記入して下さい。

押印を省略する
場合には、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を必ず記載してください。

(注) 1 送金先の登録は電話番号により行うので、間違いのないよう記入してください。

2 口座番号は右詰めで記入してください。

発行責任者	山川 丁太	事務担当者	長岡 花子
所属部署名	〇〇課〇〇係	連絡先	025-123-4567

※ 発行責任者は、請求書を発行するにあたり責任を有する方を記入してください。（事務担当者と同一も可）

※ 確認のため、記載された連絡先に、県から電話連絡させていただく場合があります。

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、新潟県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

(別紙)

請求内訳書（ビラ）

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
5	180.000	900.000	6.49	160.000	1.038.400	5	160.000	800.000	

備考

- D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合
8円38銭
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合
$$\frac{419,000 \text{円} + 5 \text{円} 62 \text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{作成枚数}} \dots 1 \text{銭未満の端数は切上げ}$$
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

※ 請求内訳（ポスター）を添付してください。

様式4-3（ポスター）

（契約業者等 → 選管 → 県知事）

○押印を省略した場合は電子メールによる提出も可能です。
○PDFファイルにより提出してください。

請 求 書

（ポスターの作成）

新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年 6月 2日 ← 選挙執行日翌日以降の日付を記載してください。

新潟県知事様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

〇〇印刷(株)

代表取締役 〇〇 〇〇

記

1 請求金額 1,794,900 円 [公費負担限度内の金額を記入]

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年5月31日執行 新潟県理事選挙

4 候補者の氏名 甲山 乙夫

請求者と口座名義は同一のこと

5 金融機関名、口座名及び口座番号等

金融機関名	〇〇 銀行 △△ 本店・支店
口座番号	普通・当座 7 6 5 4 3 2 1
フリガナ 口座名	〇〇インサツ カブ タイヒョウトリシマリヤク 〇〇 〇〇 〇〇 印刷(株) 代表取締役 〇〇 〇〇
住 所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
電話番号	025-765-4321

フリガナも必ず
記入して下さい。

押印を省略する場合には、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を必ず記載してください。

(注) 1 送金先の登録は電話番号により行うので、間違いのないよう記入してください。
2 口座番号は右詰めで記入してください。

発行責任者	山川 丁太	事務担当者	長岡 花子
所属部署名	〇〇課〇〇係	連絡先	025-123-4567

※ 発行責任者は、請求書を発行するにあたり責任を有する方を記入してください。（事務担当者と同一も可）
※ 確認のため、記載された連絡先に、県から電話連絡させていただく場合があります。

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、新潟県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

(別紙)

請求内訳書（ポスター）

当該選挙区 (当該選挙が 行われる区域) における ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
9.650	100	21.000	2.100.000	93	19.300	1.794.900	93	19.300	1.794.900	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 293,440 \text{ 円} + 30 \text{ 円} \times 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$
- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。